

## ～H29年1月9日

(平成27年7月、自家用航空機が住宅地に墜落し、民家及び住民に死傷者がでる被害が発生。)  
当該事故を受けて、国は操縦士の特定操縦技能審査の機会において適切な航空保険（第三者賠償責任保険）への加入を奨励、指導しているところ。



## H29年1月10日～

自家用航空機が国管理空港を使用する場合には、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを条件とし、確認することとした。場外離着陸場を使用する場合においても同様。  
また、国が管理する空港等以外においても同様の対策を講じるよう指導したところ。



**無保険の状態で行うことがないよう措置**

**国** > **実施済**

- ・国管理空港及び共用空港[28]
- ・場外離着陸[年間約10,000件以上]

**国以外** > **指導済**

- ・会社管理空港及び地方自治体管理空港[69]
- ・公共用ヘリポート及び非公共用ヘリポート[113]
- ・非公共用飛行場[4]

※対象機数 全国で約1200機

《参照法令》  
空港管理規則(昭和二十七年七月三日運輸省令第四十四号)  
(航空機による施設の使用)  
第六条 航空機の離着陸、停留又は格納のための施設で国の管理するものを使用しようとする者は、左の事項をあらかじめ空港事務所に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
一 氏名又は名称及び住所  
二 使用航空機の型式及び登録記号  
三 使用日時  
四 使用しようとする施設及び使用の目的  
2 空港事務所長は、前項の者に対し、航空機による空港の使用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附すことがある。  
3 空港事務所長は、前項の規定による指示又は条件に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。